

# 日本の島嶼領土と3つの戦争

高井 晋

(日本安全保障戦略研究所理事長)

## はじめに一輿論戦、心理戦そして法律戦

ドイツ人の戦略家カール・フォン・クラウゼビッツは、その名著『戦争論』で次のように戦争を定義した。すなわち、「戦争は一種の強力行為であり、その旨とするところは相手に我が方の意思を強要するにある<sup>1)</sup>と定義し、政治学の立場から戦争の本質を見事に明らかにしている。フランス人の思想家ジャン・ジャック・ルソーは、「敵の国家を滅ぼすか、それとも採りうるかぎりのあらゆる手段を駆使して少なくとも相手を弱体化するかを表明した、相互に行う恒久不変の処置の結果を、国家と国家との戦争と呼ぶことにする<sup>2)</sup>と社会学の立場から戦争を定義している。このように、戦争は、様々な手段を用いて国益を遂行する国家の強い意思表示なのである。

一般的な戦争のイメージは、軍事力を行使して争う国家間の戦闘であろう。しかし戦争違法化の時代にあって、国連憲章が加盟国間の武力行使および武力による威嚇を禁止したため(第2条4項)、武力以外のあらゆる手段を行使して、我が方の意思を相手に強要する手法が考案されてきた。諸外国は、国益に適う外交・安全保障政策を遂行するにあたり、法律戦、輿論戦、心理戦を巧みに活用している。中国共産党および中央軍事委員会は、1963年の「人民解放軍政治工作条例」を2003年12月に改定し、「輿論戦、心理戦、法律戦を実施し、瓦解工作、反心理・反策半工作、軍事司法および法律服務工作进行」と明記している<sup>3)</sup>

1 Karl von Clausewitz, Vom Kirege 1932 - 34, 篠田英雄訳『戦争論』上、岩波書店、昭和42年、29頁。

2 Jean J. Rousseau, Que L'etat de Guerre naitre l'etat social. 宮治弘之訳「戦争状態は社会状態から生まれるということ」、『ルソー全集』第4巻、白水社、1979年、378頁。

3 戦略研究グループ「3中国による三戦の定義等およびエア・パワーに関する三戦の事例」、航空自衛隊幹部学校航空研究センター編『エア・パワー研究』第2号、2016年6月、114 - 115頁。

ように、外交・安全保障政策を遂行するための3つの戦争を実践している。

中国が実践している輿論戦は、自軍の敢闘精神を鼓舞し、敵の戦闘意欲を弱めるために内外の輿論の醸成を図る活動<sup>4)</sup>である。すなわち、中国の行動に対する国内外の支持を築くために、中国にとって有利な情報を発信し、国内外の世論に影響を与えることを目的とする戦争なのである。中国の輿論戦の好例として、2020年10月3日にウエーブ上で公開したデジタル博物館(中国釣魚島博物館)<sup>5)</sup>を挙げることができる。入り口のフレームに「釣魚島是中國的固有領土(2012年9月)」とある博物館は、実体がなくインターネットを通じてしか内部を見ることができないが、展示パネルで事実と異なる領有根拠をアップロードしている。現在は中国語だけの博物館であるが、近い将来、外国語でも読めるようにする同博物館は、中国史観による国際世論醸成を目的とした発信であり、これは輿論戦争なのである。

中国の心理戦の目的は、敵軍の抵抗意志の「破碎」であり、敵軍に対する「宣伝」、「威嚇」、「欺騙」、「離間」による認知操作と自軍の「心理防護」を主な形態とし、「欺騙」は「真実」を「偽装」することで敵に錯覚を生じさせ、敵軍の決定と行動を誤らせることである<sup>6)</sup>。そして中国の法律戦は、中国軍の武力行使と作戦行動の合法性を確保し、敵の違法性を暴き出し、第3国の干渉を阻止する戦争を言う。中国は、独自の国際法解釈を主張し、この解釈に基づいた国内法を制定するという積極的な法律戦への志向が顕著となっており、同時に心理的な弱みを突く心理戦を多用する傾向にある。

## 1 中国海警と人民武装警察法の改正

### (1) 中国と南シナ海の領域化

中国は、国際法に違反して南シナ海の人工島の軍事化推進を目指し、2020年4月18日に南シナ海の9断線内の島嶼と海域を管轄する海南省三沙市に、新たに西沙群島を管轄する西沙区、南沙群島を管轄する南沙

4 防衛省防衛研究所編『中国レポート』創刊号、2011年3月、10頁。

5 デジタル博物館は次のURLから入館できる。(http://www.diaoyudao.org.cn/dydbwg.html)

6 『中国レポート』、前掲註4。

区を新設したことを発表した<sup>7</sup>。これに先立ち中国は、南シナ海沿岸諸国の排他的経済水域(EEZ)の主張が交錯しているのを尻目に、1992年に「領海及び接続水域法<sup>8</sup>」を制定し、中国大陸ならびにその沿海の島嶼、台湾および釣魚島を含む附属の各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島のすべての島嶼が自国の領土であると規定した(第2条)。また、外国船舶はこれら島嶼の12カイリで無害通航権を行使できる(第8条)と規定するが、軍用船舶に対して事前許可を要求している(第10条)。米国は、南シナ海の人工島周辺海域を中国の領海と認めず、中国が主張する領海内へ軍艦を派遣して「航行の自由作戦」(Freedom of Navigation Operations, FONOPs)に基づいて、自由通航を実施していることはよく知られている<sup>9</sup>。

また中国は、1998年に「排他的経済水域及び大陸棚法<sup>10</sup>」を制定し、南シナ海に国連海洋法条約違反の人工島を造成し、その周辺に200カイリのEEZと大陸棚(第2条)における経済資源に対し主権的権利を主張した(第3条と第12条)。この中国の主張に対し、2017年に南シナ海仲裁裁判所が否定する裁定を下したが、中国は、現在も主張し続けている。興味深いことは、この法律が国連海洋法条約の原則を体現するものであることを断っている点である。国連海洋法条約によると、自然に形成された陸地であって、高潮時に水面上に島嶼だけが、領海、EEZ、大陸棚を主張できる(第121条)。したがって、南シナ海の環礁周辺海域を領海と主張するためには、環礁上の人工島を島と強弁しているのである。

7 「国务院于近日批准，海南省三沙市设立西沙区、南沙区。三沙市西沙区管辖西沙群岛的岛礁及其海域，代管中沙群岛的岛礁及其海域，西沙区人民政府驻永兴岛。三沙市南沙区管辖南沙群岛的岛礁及其海域，南沙区人民政府驻永暑礁。」中華人民共和國民政部關於國務院批准海南省三沙市設立市轄區的公告(2020年4月18日)。

8 「中华人民共和国領海及毗連區法(1992年2月25日第七屆全國人民代表大會常務委員會第二十四次會議通過1992年2月25日中華人民共和國主席令第五十五號公布自公布之日起施行)」、([http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content\\_4562.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4562.htm)) (2020年8月10日アクセス)。

9 例えば南シナ海の「南沙群島における航行の自由作戦」については、Ankit Panda, 'US Conducts Freedom of Navigation Operation Near China-Held Features in Spratlys -The operation comes shortly after the unveiling of a new South China Sea position by the U.S. government', THE DIPLOMAT, July 15, 2020 (<https://thediplomat.com/2020/07/us-conducts-freedom-of-navigation-operation-near-china-held-features-in-spratlys/>) (2020年8月10日アクセス)を参照。

10 「中华人民共和国專屬經濟區和大陸架法」(1998年6月26日第九屆全國人民代表大會常務委員會第三次會議通過1998年6月26日中華人民共和國主席令第6號發布)、([http://www.china.com.cn/diaoyudao/2014-12/11/content\\_34291834.htm](http://www.china.com.cn/diaoyudao/2014-12/11/content_34291834.htm)) (2020年8月10日アクセス)。

このように中国は、国際法を独自に解釈して国家目的に適う国内法を制定し(法律戦)、かかる法律を根拠に外交・安全保障政策を強行する旨を喧伝し(輿論戦)、相手国に心理的な圧力を加えて抵抗意思を挫こうとする(心理戦)戦争を駆使していると言えよう。

## (2) 尖閣諸島周辺海域の中国海警船

中国は、これまでキャベツ戦術<sup>11</sup>で南シナ海の西沙群島や南沙群島を武力で奪取した。南シナ海や東シナ海で遊弋する中国の政府公船は、海上保安機関の中国海警局の船舶である。

日本は、2012年9月に尖閣諸島の私有地3島を政府が買い上げ国有地にしたが、その理由は明確にされなかった。日本のマスコミがこれを「国有化<sup>12</sup>」したと報じたことから中国はこれに反発し、尖閣諸島周辺領海と接続水域に政府公船を侵入させ続けている<sup>13</sup>。中国国防部の楊宇軍報道官は、2012年9月に尖閣諸島情勢に関連して、軍は「海監、漁政などと密接に協力することで、国家の海上における法執行や漁業生産、石油・ガス開発といった活動に安全保障を提供している<sup>14</sup>」と主張して以来、今日では強大な海軍国として位置づけられるまでになった。また中国は、2013年には尖閣諸島上空に「東海防空識別区」を設置し<sup>15</sup>、同

11 キャベツ戦術とは、キャベツの芯は狙った島嶼、その周りの柔らかい葉は中国漁船(最近の漁民は海洋民兵)で、その外側の少し硬い葉は中国海警の船舶であり、その外側のさらに堅い葉は中国人民解放軍海軍艦艇になぞらえて命名された手法である。先ず他国の島嶼周辺で中国漁船が操業し、これをとがめに外国の巡視船が現われると、中国海警局の船舶が漁船保護の名目で巡視船と対峙し、武装している海警船舶に対抗するために海軍艦艇が出現すると、人民解放軍海軍が現われると言う手順です。フィリピンの島嶼領土であったスカボロー礁は、キャベツ戦術の現場で、対峙していたフィリピン外軍艦艇は、戦闘行為を潔しとせず引き揚げたため、同環礁は中国の手に落ちた。その後フィリピンがこの問題との関連で仲裁裁判所へ付託したことはよく知られている。

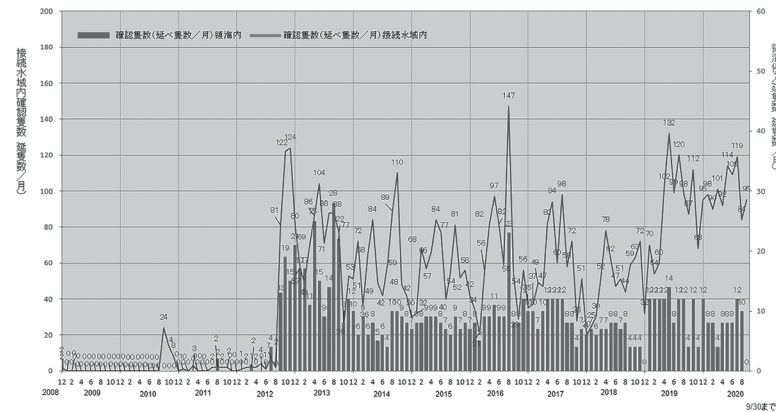
12 社会主義国の「国有化」については、拙稿「千島列島と全千島列島」、「島嶼研究ジャーナル」第5巻1号(2015年10月)を参照。

13 第11管区海上保安本部(那覇市)は2020年10月13日夜、沖縄県・尖閣諸島周辺の領海に侵入した中国海警船2隻の連続侵入時間が57時間39分となり、2012年の尖閣諸島を国有地にして以来、最長になったことを確認した。中国海警船が尖閣諸島周辺の領海へ侵入した時間が過去最長を更新するのは今年に入り、3回目、中国は同海域での行動をエスカレートさせている。(2020年10月13日付毎日新聞)(<https://news.yahoo.co.jp/articles/8c8167497ec3b17323073553ab1b460a9ee483b3>) (2020年10月13日アクセス)。

14 防衛研究所編『中国安全保障レポート2012』、2012年12月19日、20頁。

15 中国政府は1997年3月14日の「中華人民共和國国防法」、1995年10月30日の「中華人民共和國民間航空法」と2001年7月27日の「中華人民共和國飛行基本規則」に基づいて東中国海防空識別区の設置を宣言した。中華人民共和國駐日本大使館「中国政府、東中国海防空識別区設置に関する声明発表」(2013年11月23日)、(<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zygw/t1101846.htm>) (2020年8月10日アクセス)。

識別区を通過する民間航空機に飛行情報の提供を要求している。



(出典：海上保安庁)

漁船は、一般に外国の領海で操業ができないが、漁船を含む外国船舶は、軍艦を除いて沿岸国の平和、安全、秩序を害しない限り、無害通航権が認められている。海上保安庁の巡視船は、尖閣諸島の周辺領海で操業する外国漁船の操業を取締る任務があり、また、中国の国内法を適用する目的で日本領海へ侵入する中国海警船は、日本の秩序を害しているため無害通航権が認められていない。

### (3) 人民武装警察法の改正

全国人民代表大会常務委員会は、2018年6月22日、「中国海警局の海上権利の維持に係る法律執行職権の行使に関する決定(关于中国海警局行使海上维权执法职权的决定)」を公布し、海警組織及び関連機能を人民武装警察部隊に編入し、中国海警局を設置した<sup>16</sup>。中国の治安維持やテロ対策、重要施設の警備を任務とする人民武装警察部隊は、2018年1月1日に中国共産党中央委員会と中央軍事委員会による集中統一指導体制に変更され、同年7月に海警局を傘下に編入している。

さらに、第11回中国全国人民代表大会常務委員会は、武装警察部隊の任務や権限を定める「人民武装警察法」の改正作業に着手し、2020年6月20日に改正案を可決した<sup>17</sup>。中国が「戦時」と判断した場合、中

16 森・濱田松本法律事務所「中国最新法令<<速報>>」(No.333)(2020年8月7日号)、2頁(<http://www.mhmjapan.com/content/files/00042793/20200807-122201.pdf>) (2020年8月15日アクセス)。

17 中国人民武装警察法については、「中华人民共和国人民武装警察法(2009年8月

国海警は東シナ海を管轄する東部戦区の指揮下に入り、海軍艦艇と共同作戦を遂行できるようになった。すなわち、人民武装警察部隊を出国させ、テロ活動の防止と対処等の任務を遂行させる場合は、関連法律、法規および中央軍事委員会の規定により執行するとされた(26条)<sup>18</sup>のであった。

今回の「人民武装警察法」の改正は、尖閣諸島に狙いを定め、サラミスライス戦術<sup>19</sup>とキャベツ戦術を駆使できるように、海警局船舶の法的地位を明確にした法律戦の一環であると思われる。既に中国海警局のトップは、人民解放軍海軍少将が就任している<sup>20</sup>。近い将来、中国海警局の船舶は、改正「人民武装警察法」の任務の一環として、尖閣諸島周辺の領海に在る日本漁船や接続水域に在る外国船舶に対し、巧妙な手段で強制を伴った中国国内法令の執行活動を強化させ、さらには、海上保安庁の巡視船を尖閣諸島周辺海域から締め出すことも考えられる。日本の巡視船がこれら海警局の船舶に対し適切に対処できない事実が長期間続けば、諸外国は、尖閣諸島が中国領であると自然に曲解することは自明のことである。

## 2 日ロ共同経済活動とロシア憲法の修正

### (1) プーチン大統領と平和条約締結交渉

ロシア大統領のウラジミール・プーチンは、広大なシベリアの大地と天然資源を活用して極東の経済開発を実現し、ロシア大国の復興を成し遂げ、偉大な大統領としてロシア史に名を残そうと考えている。極東の経済発展を成就させるためには、中国と日本との協力関係が重要なテー

27日第十一届全国人民代表大会常务委员会第十次会议通过 2020年6月20日第十三届全国人民代表大会常务委员会第十九次会议修订) ([http://www.moj.gov.cn/Department/content/2020-06/22/592\\_3251131.html](http://www.moj.gov.cn/Department/content/2020-06/22/592_3251131.html)) (2020年8月15日アクセス)を参照。

18 「中国最新法令<<速報>>」(前掲註10)、2頁。

19 サラミスライス戦術は、サラミが少しずつ食べられて気が付いた時には全部食べられてしまうことになぞらえて、少し強くて阻止されると少し引っ込み、相手が油断するとさらに踏み込んで相手の出方を窺う手法。尖閣諸島周辺海域はサラミ戦術の現場であり、中国海警船の任務拡大により、キャベツ戦術と併用する可能性はこれを否定できない。中国は決して尖閣諸島の領有をあきらめることはない。

20 「中国海警總隊首任司令員王仲才少將即出身中國海軍，此前曾經擔任解放軍東海艦隊副參謀長等海軍重要職務」、非傳統安全所王尊彥助理研究員「中國修改《武警法》對周邊國家海上安全之意涵」、國防安全研究院(2020年6月24日)、([https://indsr.org.tw/tw/News\\_detail/2200/](https://indsr.org.tw/tw/News_detail/2200/)) (2020年8月22日アクセス)。